

平成26年4月1日規程第57号

独立行政法人地域医療機能推進機構情報公開手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第17条第1項、第2項及び第3項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「政令」という。）第11条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の保有する情報を公開するために必要な手数料の額等を定めることを目的とする。

(手数料の納付)

第2条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者（以下「開示請求者等」という。）は、機構に、それぞれ、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。以下、2つの手数料を総称して「手数料」という。）を納めなければならない。

(手数料の額)

第3条 前条の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求をした者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。以下同じ。）にまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により機構に納付しなければならない。
 - 一 現金書留郵便による納付（郵便小為替を送付することにより納付する方法を含む。）
 - 二 機構の窓口における現金による納付
 - 三 機構が指定した銀行口座への振込みによる納付
- 4 前項第3号に掲げる方法により、手数料を納付する場合には、独立行政法人地域医療機能推進機構情報公開手続規程（平成26年規程第55号。以下「手続規程」という。）第5条第1項、第12条第1項及び第2項に定める書類（様式1、様式14又は様式15及び様式16）を機構に提出する際に、手数料を振り込んだことを証明する書類を併せて提出するものとする。
- 5 第3項第3号において振込む口座は、手続規程第4条に規定する決定権者（以下「決定権者」という。）がそれぞれ指示するものとする。

（振込手数料等）

第4条 前条に定める手数料を開示請求者等が納付するにあたり必要な振込み手数料等の経費については、開示請求者等の負担とする。

（写しの送付の求め）

第5条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を負担して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第6条 前条に定める法人文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 第3条第3項各号に定める方法
- 二 郵便切手を郵送することによる納付
- 三 料金受取人払いの郵便又は宅急便等

（手数料の減免）

第7条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて様式1に定める開示実施手

数料の減額（免除）申請書を機構に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 機構は、第2項の規定に基づく開示実施手数料の減額（免除）申請について、減額又は免除することとするときは、様式2に定める開示実施手数料の減額（免除）決定通知書を、減額又は免除理由に該当しない場合には、様式3に定める開示実施手数料の減額（免除）についてをもって、開示請求者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
2 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
備考		
1 1の項ハ及びニ又は2の項ロの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		
2 表中にない種別について又は方法により開示を実施する場合は、開示実施手数料の額は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）別表第1に定める額による。		